改正後

目次

［第一章～第三章　略］

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

［第一節～第四節の十九の二　略］

第四節の二十　携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三―第四十九条の二十三の八）

［第四節の二十一～第九節　略］

［第五章　略］

附則

（定義）

**第三条**　この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

［一～九の二　略］

九の三　［シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信］とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式を用いる携帯移動衛星通信をいう。

［十～十六　略］

（空中線電力の許容偏差）

**第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 送信設備 | 許容偏差 | |
|---|---|---|
| | 上限（パーセント） | 下限（パーセント） |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 十九　次に掲げる送信設備 | | |
| ㈠　第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局の送信設備 | 二〇 | 五〇 |
| ㈡　第二十四条第十項に規定する狭域通信システムの基地局の送信設備 | | |
| ㈢　狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備 | | |
| ㈣　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の送信設備 | | |
| ㈤　第四十九条の四の二の二に規定する気象観測を行う無線標定陸上局の送信設備 | | |

改正前

目次

［第一章～第三章　同上］

第四章　［同上］

［第一節～第四節の十九の二　同上］

第四節の二十　携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三―第四十九条の二十三の六）

［第四節の二十一～第九節　同上］

［第五章　同上］

附則

（定義）

**第三条**　［同上］

［一～九の二　同上］

［新設］

［十～十六　同上］

（空中線電力の許容偏差）

**第十四条**　［同上］

| 送信設備 | 許容偏差 | |
|---|---|---|
| | 上限（パーセント） | 下限（パーセント） |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 十九　次に掲げる送信設備 | | |
| ㈠　第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局の送信設備 | 二〇 | 五〇 |
| ㈡　第二十四条第十項に規定する狭域通信システムの基地局の送信設備 | | |
| ㈢　狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備 | | |
| ㈣　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の送信設備 | | |
| ㈤　第四十九条の四の二の二に規定する気象観測を行う無線標定陸上局の送信設備 | | |